

## 令和4年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年11月22日（火） 午前8時57分から午前9時58分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	欠	森園 浩美	出	福元 里美		

### 4 部外者出席

農政課	農業振興係	主 事	前田 裕孝
	担い手育成係	主 査	宮城 友美
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	船間 博和

### 5 事務局職員

局 長	西迫 博
次長兼農地係長	税所 篤行
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 査	関口 実
主 査	池畑 信幸
主 査	下仮屋 重博
主 査	凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）

主 査 板山 智典 (串良総合支所産業建設課)  
主 査 下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・令和3年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
  - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
  - ・農地利用(形質)変更届の専決処分について
- [その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 堀之内 節子 委員 ・ 村山 みつ子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年11月22日(火) 開会 午前8時57分 閉会 午前9時58分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、寺下委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、堀之内委員と本田委員が途中退席いたします。

推進委員の欠席は、森園委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号15番の堀之内委員と、17番の村山委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第59号につきましては、1頁から29頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年11月24日です。合計面積は、6万5千344㎡、うち更新分2万6千781㎡、内訳として、田が932㎡、畑が5万9千426㎡、樹園地が4千986㎡です。利用権を設定する者が23人、設定を受ける者が19人です。始期は、いずれも令和4年12月1日です。期間は、3年、5年、10年、17年8か月です。

次の3頁から15頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番から7頁の8番までは、設定期間が5年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、3番、4番は、使用貸借権で新規設定。

次に5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に6頁、7番は、賃借権で再設定。

次に7頁、8番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の9番から14頁の23番までは、設定期間が10年です。9番は、使用貸借権で新規設定。

次に8頁、10番、11番は、賃借権で新規設定。

次に9頁、12番、13番は、賃借権で新規設定。

次に10頁、14番、15番は、賃借権で新規設定。

次に11頁、16番は、使用貸借権で新規設定。17番は、賃借権で新規設定。

次に12頁、18番は、賃借権で新規設定。19番は、賃借権で再設定。

次に13頁、20番、21番は、賃借権で再設定。

次に14頁、22番、23番は、賃借権で再設定。

次に15頁、次の24番は、設定期間が17年8か月です。24番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から15頁までの24件の利用権設定ですが、7頁の8番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 7頁の8番は、借人中牧委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

議 長 中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

泊 議長、すみません。確認をお願いします。8頁の11番は賃料が年1,200円、11頁の17番は年5,000円、13頁の20番も年5,000円となっています。安過ぎるようですが、間違いのないかの確認です。

上之脇 こちらにつきましては、再度、再々度、確認をしております、間違いありませんでした。

議 長 次に残りの23件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に16頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、16頁から20頁です。まず、16頁で説明します。公告年月日

は令和4年11月24日、合計面積は、1万7千27㎡です。内訳としまして、田が3千454㎡、畑が1万3千573㎡です。所有権を移転する者が6人、所有権の移転を受ける者が6人です。次に17頁、次の1番から20頁の7番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、21頁から29頁です。21頁で説明します。公告年月日は、令和4年11月24日です。合計面積は、3万3千188㎡で、うち、田が8千429㎡、畑が2万4千759㎡です。利用権を設定する者が12人、利用権の設定を受ける者が9人で、新規設定14件です。始期は全て、令和4年12月1日で、期間は1年、5年及び10年です。

22頁をご覧ください。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権。

次の2番から23頁の3番までは、設定期間が5年です。2番は、賃借権。

次に、23頁、3番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の4番から29頁の14番までは、設定期間が10年です。4番は、賃借権。

次に24頁、5番、6番は、賃借権。

次に25頁、7番、8番は、賃借権。

次に26頁、9番、10番は、賃借権。

次に27頁、11番は、賃借権。12番は、使用貸借権。

次に28頁、13番は、賃借権。

次に29頁、14番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、22頁から29頁までの中間管理権設定14件ですが、23頁の5年もの3番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 23頁の3番は、借人である入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

議 長 入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの13件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30頁、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第60号につきましては、30頁から35頁です。今回は、所有権移転が18件、使用貸借権が1件の合計19件です。

初めに30頁です。1番は、畑が1筆で1千888㎡の売買です。2番は、田が11筆、畑が13筆、併せて24筆で、計2万5千89㎡の贈与です。

次に31頁です。3番は、畑が1筆で1千82㎡の売買です。4番は、田が1筆で3千153㎡の売買です。5番は、畑が2筆で928㎡の売買です。

次に32頁です。6番は、畑が1筆で1千355㎡の売買です。7番は、畑が4筆で1万256㎡の売買です。8番は、畑が1筆で1千816㎡の贈与です。9番は、畑が3筆で2千435㎡の贈与です。

次に33頁です。10番は、畑が1筆で1千331㎡の売買です。11番は、畑が1筆で1千703㎡の交換です。なお、12番と関連です。12番は、畑が1筆で1千813㎡の交換です。なお、11番と関連です。13番は、畑が1筆で387㎡の売買です。14番は、田が1筆で409㎡の売買です。

次に34頁です。15番は、畑が1筆で1千162㎡の売買です。16番は、畑が2筆で1千954㎡の売買です。17番は、畑が1筆で756㎡の使用貸借権です。なお、設定期間5年で18番と関連です。次の18番から35頁の19番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、34頁の18番を畠井委員に、19番を永山委員に、報告をお願いします。

畠 井 議席番号7番の畠井です。去る11月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

34頁の18番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、17番の使用貸借権の設定と併せて下限面積を満たしたものです。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、牛の飼料を作付けすることです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えるこ

とから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

永山 推進委員の永山です。去る11月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

34頁の19番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、現在、経営している農地の全ては肝付町となっております。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けすることです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました19件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議長 次に、36頁、議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第61号につきましては、36頁です。今回は、1件です。1番は、共同住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。以上です。

議長 ただいま、説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

議長 次に37頁、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第62号につきましては、37頁から40頁です。

まず、37頁をご覧ください。1番は、事務所及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の2です。

2番は、月極駐車場を整備するもので、農地区分は3の4です。

3番は、豚舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。なお、令和4年度第5回総会で審議済です。

次に38頁、4番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

5番は、建売住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は2の4です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

7番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

次に、39頁、8番は、従業員駐車場及び農機具肥料倉庫を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。なお、令和4年度第4回総会で審議済です。

次の9番から40頁の14番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、39頁の9番を上野委員に、10番と11番の中塩屋委員に、40頁の12番を入佐委員に、13番と14番を泊委員に報告をお願いします。

上野 議席番号19番の上野です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、39頁の9番ですが、申請地は下堀多目的広場の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自宅の庭を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、既に自宅の庭として整備済みであることから始末書を添付しての申請となっております。

以上、9番は、排水対策も十分に行われており、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中塩屋 議席番号4番の中塩屋です。去る11月11日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、39頁の10番ですが、申請地は野里小学校の南東に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に建売住宅7棟及び進入用道路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、野里運動広場の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、10番及び11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。



入 佐 推進委員の入佐です。去る11月11日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

40頁の12番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、12番は、排水対策も十分に行う計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

泊 議席番号16番の泊です。去る11月14日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、40頁の13番ですが、串良商業高校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は輝北ふれあいセンターの北西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、13番及び14番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請14件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、41頁、議案第63号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第63号につきましては、41頁から58頁です。42頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は16件で、畑が17筆、その他が19筆となっております。対象面積の計は、畑が1万9千786㎡、その他が1万76.53㎡で、計2万9千862.53㎡となっております。次の43頁から58頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、41頁の4番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

議 長 41 頁の 4 番については、調査がなされていますので、園田委員に報告をお願いします。

園 田 議席番号 5 番の園田です。去る 11 月 11 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

4 番ですが、周辺図等は 46 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議 長 福元副会長に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

(福元副会長：着席)

議 長 福元副会長に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き、調査がなされていますので、41 頁の 1 番から 3 番までと、5 番から 42 頁の 16 番までを園田委員に報告をお願いします。

園 田 議席番号 5 番の園田です。去る 11 月 11 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1 番ですが、周辺図等は 43 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の認定電気通信事業者で、申請地に携帯電話基地局を整備する計画です。申請地は霧島ヶ丘公園の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。認定電気通信事業者が通信事業のための施設を設置することから、転用の許可は不要であると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 44 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で自動車整備業を営む方で、申請地を車両置場及び駐車場として使用していたため、これを是正するものです。申請地は吾平小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、始末書の添付を条件に転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 45 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の認定電気通信事業者で、申請地に携帯電話基地局を整備する計画です。申請地は大隅広域

公園の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。認定電気通信事業者が通信事業のための施設を設置することから、転用の許可は不要であると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は47頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む方で、申請地に貸家2棟を建築する計画です。申請地は下名小学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は48頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を住宅の庭として使用していたため、これを是正するものです。申請地は東地区学習センターの南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、始末書の添付を条件に転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は49頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地にアパート及び駐車場を建築する計画です。申請地は東地区学習センターの西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、9番、10番も関連がありますので、併せて報告いたします。周辺図等は50頁から52頁をご覧ください。農振除外の申し出です。8番は、申請人が市外の法人で、申請地を堆肥製品倉庫、堆肥製造施設及び堆肥ペレット製造建物に使用していたため、これを是正するものです。9番は、申請人が市内の法人で、申請地を農業用倉庫から一般倉庫に変更して利用する計画です。10番は、申請人が市内の法人で、申請地を完熟堆肥製造・販売所に使用していたため、これを是正するものです。申請地はいずれも申良平和公園の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。申請地が農業用施設用地であるため、農振除外を行うもので、既に転用許可を受けて事業も完了していることから、除外は支障がないものと判断しました。

次に42頁の11番ですが、周辺図等は53頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外でコンクリート製品製造業を営む法人で、隣接する既存施設を拡張して、申請地に資材・製品置場を整備する計画です。申請地は細山田インターチェンジの南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。既存施設の面積が2万5千40.26㎡で、今回の申請地は既存施設の2分の1を超えないことから、許可基準の「既存施設の拡

張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 12 番ですが、周辺図等は 54 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産業を営む法人で、申請地に養豚場を建築する計画です。申請地は畜産環境センターの西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 13 番ですが、周辺図等は 55 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅 6 棟、駐車場及び通路を建築する計画です。申請地は旭原郵便局の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 14 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅 9 棟、駐車場及び通路を建築する計画です。申請地は旭原郵便局の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 15 番ですが、周辺図等は 57 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅及び駐車場を建築する計画です。申請地は旭原郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 16 番ですが、周辺図等は 58 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の社会福祉法人で、申請地に総合福祉施設及び駐車場を建築する計画です。申請地は西原小学校の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました 15 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に 59 頁、議案第 64 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願い

します。

上之脇 議案第 64 号につきましては、59 頁です。今回は 4 件です。

次の 1 番から 4 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、59 頁の 1 番と 2 番を畠井委員に、3 番と 4 番を永山委員に、報告をお願いします。

畠 井 議席番号 7 番の畠井です。去る 11 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

59 頁の 1 番ですが、申請地は、串良平和公園の北東に位置し、昭和 60 年頃に施設用地として附属屋を建築しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は、串良農村環境改善センターの西に位置し、昭和 60 年頃に住宅の庭の一部としているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。去る 11 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

59 頁の 3 番ですが、申請地は、中央西地区ふれあいセンターの南西に位置し、昭和 41 年頃に住宅を建築しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は、鹿屋体育大学の北に位置し、昭和 57 年 8 月 5 日に住宅への進入路としているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 4 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、60 頁、議案第 65 号「令和 3 年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします

上之脇 議案第 65 号につきましては、60 頁から 66 頁です。鹿屋市より令和 3 年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。調査にあつ

ては、第1回総会において、南町、獅子目町は榎原委員、下高隈町は園田委員、吾平町麓は堀之内委員を任命し、それぞれの調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものや、農地以外から農地へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及び事業実施区域図については、次の61頁から66頁に記載してあるとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、榎原委員、園田委員、堀之内委員から調査結果の報告をお願いします。

榎 原 議席番号12番の榎原です。令和3年度に実施された南町及び獅子目町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

61頁をご覧ください。南町の一部の農地から他の地目に変更するもの合計73件、6万5千25.45㎡、他の地目から農地へ変更するもの合計3件、6千529㎡、獅子目町の一部の農地から他の地目に変更するもの合計257件、19万9千785.14㎡、他の地目から農地へ変更するもの合計13件、8千575㎡については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

園 田 議席番号5番の園田です。令和3年度に実施された下高隈町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

61頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計41件、4万6千121㎡、他の地目から農地へ変更するもの0件については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。令和3年度に実施された吾平町麓の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

62頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計80件、5万4千935.32㎡、他の地目から農地へ変更するもの合計9件、3千195㎡については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、調査報告がありましたが、地籍調査に伴い地目を変更するものです。61頁、南町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの73件、農地以外の地目から農地へ変更するもの3件、獅子目町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの257件、農地以外の地目から農地へ変更するもの13件、下高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの41件、農地以外の地目から農地へ変更するもの0件、吾平町麓の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの80件、農地以外の地目から農地へ変更するもの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

議 長 次に 67 頁、議案第 66 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 66 号につきましては、67 頁から 68 頁です。今回新たに、譲渡希望が 67 頁の 1 番から 5 番までの 5 件です。

次に、賃貸借希望が 68 頁の 1 番の 1 件ですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

67 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を倉田委員と高田委員に、2 番を榎原委員と森園委員に、3 番の串良町細山田を田中委員と中尾委員に、3 番の串良町有里を泊委員と松元委員に、4 番を畠井委員と西元委員に、5 番の横山町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、5 番の獅子目町を榎原委員と森園委員に、お願いします。

次に 68 頁、賃貸借希望の 1 番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に 69 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 69 頁をご覧ください。合意解約につきましては、69 頁から 74 頁です。今回は 11 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、69 頁から 74 頁までの 11 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、75 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」を報告いたします。

1 番と 2 番については関連がありますので、一括して報告します。所在する田が小さいため、一枚の田にして大型機械で耕作できるようにするように、形質変更届が提出され、工期が総会前に着手となっていたことから、10 月 27 日に川崎委員により現地調査を行い専決処分としたものです。

3 番については、田が小さいため集約して、内側の畦畔を除去し、1 枚の広い農地として耕作するため、形質変更届が提出され、工期が総会前に着手となっていたことから、11 月 14 日に川崎委員により現地調査を行い専決処分としたものです。

この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第8回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

局 長 それでは、12月の調査委員を申し上げます。

12月14日、水曜日、4条・5条の調査が、西ノ原委員、持増委員でございます。

同じく14日、水曜日、農振調査が、田中委員、垣内委員でございます。

12月15日、木曜日、4条・5条の調査が、田村委員、徳田委員でございます。

同じく15日、木曜日、3条調査が、有村委員、高田委員でございます。

12月の総会は、12月23日、金曜日の9時からこの会場で行いたいと思っております。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

無ければ、これを持ちまして令和4年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )